

英国の「猥褻と映画検閲に関する 委員会の報告」について (I)

加 茂 直 樹

On the 'Report of the Committee on Obscenity and Film Censorship' (I)

Naoki KAMO

Received April 30, 1981

目 次

- 1 章 序論
 - 1 節 問題
 - 2 節 報告の主題と構成
 - 3 節 調査研究の方法
- 2 章 現行法とその問題点
 - 4 節 墮落・腐敗させる傾向
 - 5 節 公益の抗弁
 - 6 節 現行法の混乱
 - 7 節 猥褻出版物の現況
 - 8 節 映画検閲の制度と実態
- 3 章 委員会の考え方
 - 9 節 危害条件
 - 10 節 ミルと表現の自由
 - 11 節 危害条件とパターンリズム
 - 12 節 ポルノグラフィのもたらす危害
 - 13 節 ポルノグラフィのもたらす不快
 - 14 節 ポルノグラフィ・猥褻・芸術
- 4 章 委員会の勧告 (以下次号)
- 5 章 報告の評価

1章 序論

1 節 問題

ここでとりあげるのは、1979年11月に発表された英国の「猥褻と映画検閲に関する委員会の報告」(Report of the Committee on Obscenity and Film Censorship)である。猥褻とかポルノグラフィについて論ずる場合、アプローチの仕方は多様である。例えば、社会学、心理学、性科学 (sexology) が社会現象としてこれを研究の対象とする。また、これらの科学や精神医学が個人の規範からの逸脱あるいは異常として考察する。芸術、文学との関連では、あ

る一つの作品において芸術的価値と猥褻性が両立しうるか否かが問われる。更に、法や道徳の立場から、ポルノグラフィに接することは不道徳であるか、誰が不道徳であると判断するか、不道徳であるとしたら、これを法によって規制することは正当とされるか、などが問題とされる。上記の委員会報告は、内務大臣の諮問により猥褻と映画検閲についての現行法規定を見直し、これをどのように改正すべきかを勧告しているが、そこでまず問題になるのは、猥褻な出版物や映画を見ることが個人を道徳的に墮落させ、更に社会全体に対しても放置できないような害悪をもたらすか、である。この点に関して肯定的に答える人々は、社会の実定道徳をその構成員に対して法によって強制することは社会秩序を守るために必要である、と主張する。これに対して、猥褻出版物などの社会への悪影響は実証できないと判断する人々は、他人に対する明らかな危害をともしない限り、個人の自由を尊重してそのような強制をすべきでない、と主張する。後に述べるように、どちらの立場も極端な形で主張されるならば妥当性を持たない。そこで、何が法による道徳の強制を正当化する原則として認められるか、が主要な論点となる。これは最終的には価値判断であるが、事実認識、例えば上の二つの立場にみられるように、猥褻出版物の社会に及ぼす影響についての認識と不可分に結びついている。科学的調査研究が明らかにする事実の理解が必ずしも一義的でないために、論議は一そう錯綜する。他方、芸術的、文学的、思想的な表現の自由を擁護する立場から、出版物等に対する規制一般に反対する主張も有力である。このような事情を反映して、報告内容もかなり複雑なものにならざるをえない。

英国では、1957年に出た「同性愛犯罪および売春に関する委員会の報告」（委員長 J. Wolfenden の名をとってウォルフェンドン報告と呼ばれる）が契機となって、法による道徳の強制の是非をめぐる論争が、米国人も含めた学者、法律家の間で続けられてきた。¹⁾

今度の報告もこの論争の成果をふまえてまとめられている。その結論が日本の社会においてそのまま妥当するとはいえないだろうが、同様の事態に直面している我々にとって参考になることを多く含んでいると考えられるので、以下において報告の内容をできるだけ正確かつ多面的に紹介することにしたい。

2 節 報告の主題と構成

報告はまず委員会のとりくむべき仕事は何であるかを明らかにする。それは「イングランドとウェールズでの出版物、展示物、エンターテインメント（放送の分野を除く）における猥褻（obscenity）、みだらさ（indecenty）、暴力に関する法規定と、映画検閲の仕組みとを調査検討し、勧告をすること」（同報告1章1節、以下1.1と略記する）である。²⁾ 委員会は内務大臣の委嘱を受けた13人の委員から構成され、ケンブリッジの哲学者ウィリアムス（Bernard Williams）が委員長をつとめた。³⁾ 委員たちは1977年9月からの約2年間に35回の会合を重ねてこの報告をまとめた。英国政府出版局（HMSO）から出版されたこの報告は本文166ページ附録の論文、資料まで含めると270ページに及ぶ。本文は3部13章に分れる。第一部「背景」においては、猥褻物規制のための現行法規定と映画検閲制度が英国社会の現状との関連において批判的に検討される。第二部「原則」では、この問題に適用されるべき種々の原則と理論に吟味が加えられる。また、ポルノグラフィがどのような危害を個人や社会にもたらすかについて、多様な観点から考察が行われる。芸術とポルノグラフィや猥褻との関係にも論及がなされ

る。第三部「提言」では、以上の考察に基づいて、法、制度改正のための具体的な提案がなされる。以下においては、報告の叙述の順序にしたがって、その概要を紹介する。

3 節 調査研究の方法 (1. 2—1. 17)⁴⁾

この種の問題に関しては、どのような方法で調査研究が行われたかが、その結論に劣らず重要である。委員会はどのような過程を経てその結論に到達したか。

- (1) 委員会はこの問題に特に関心を持つと思われる団体、機関に意見を求める手紙を出すと同時に、新聞広告などにより一般の人々の意見も募った。その結果、約 150 の団体、機関と 1400 人近い個人からの提言が得られた。
- (2) 取扱う対象について各委員が明確かつ共通の認識を持つために、国内で容易に手に入る雑誌類、外国から持ちこもうとして押収された雑誌類、家庭用または映画クラブ用の映画を見、ポルノ専門店やロンドンの成人向けライブ・ショウを視察した。
- (3) 法の機能とそれをもたらす影響を知るために、法を強制する立場にある人々やその他の関係者からの証言を得、また、文書により意見を寄せた人々とも必要な場合には直接に論議した。
- (4) 映画検閲に関しては、英国におけるこれの当事者からその実情について詳しい説明を受けた。そして、90本の映画の検閲前及び後のフィルムを部分的に見て、どのような方針で検閲とカットが行われているかを知った。検閲を通った後も論議を呼んだ「わらの犬」、「時計じかけのオレンジ」などや、一般上映を許されなかったために一部の人々から非難された「O嬢の物語」、「サロ」、「愛のコリーダ」、「プリティ・ベビー」などについてはその全体を見た。
- (5) 現行法の欠陥とその改善の仕方に関しては、多くの文献について研究すると共に、法、検閲制度の実務家、学識経験者を招いて意見を交換した。
- (6) ポルノグラフィや暴力をテーマにした出版物、映画が及ぼす影響については多くの精神医学者や心理学者と討論した。これまでになされたいくつかの研究の成果も検討したが、人間の行動、特にその動機づけについて研究することの困難さを考慮して、新しい研究を委託することは控えた。
- (7) この問題についての世論を把握するには、一般から寄せられた意見を参照するだけでは十分でない。積極的に自分の意見を寄せたのは一部の人々であり、彼らは必ずしも全体を代表していないからである。ポルノグラフィや映画検閲に関する世論調査は近年、英国と米国で数回行われており、この結果を検討して世論のいくつかの動向をつかむことはできた。しかし、問題の性質上、詳しく正確な調査を行うことは非常に困難であり、新しい調査は試みなかった。
- (8) 諸外国がこの問題をどう扱っているかを、西欧諸国、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの法規制や映画検閲制度について検討した。特に1960年代末期にポルノグラフィが合法化されたデンマークと1975年に映画検閲が緩和されその直後に再び強化されたフランスの事情は、実地調査を含めて詳しく検討した。

2 章 現行法とその問題点

4 節 墮落・腐敗させる傾向 (2. 1—2. 10, 2. 15—2. 18)

猥褻に関して委員会の検討の主な対象となるのは1959年制定の猥褻出版物規制法（the Obscene Publication Act）である。それ以前は猥褻罪が成立するか否かはコモン・ロー（the common law）によって決められてきた。コモン・ローの猥褻罪への適用は1727年にさかのぼるが、以後19世紀にいたるまで、これの適用は比較的稀であった。1868年にヒックリン事件（*R v Hicklin*）において、首席裁判官コックバーン（Cockburn）は猥褻を定義して「このような不道徳な影響を受けやすい心を持ちかつこの種の出版物を手に入れることのできる人々を墮落・腐敗させる傾向」のことでありと述べた。この有名な「墮落・腐敗テスト」（the deprave and corrupt test）は、多少の修正を受けながらも、1959年の制定法以後にも受けつがれているが¹⁾、これが法の解釈に混乱をもたらした。

猥褻出版物規制法はその1条において、「ある出版物の影響もしくは（出版物が二つ以上の異なる項目から成る場合には）その項目のどれか一つの影響が、あらゆる事情を総合して、当該出版物もしくは項目に含まれ、表わされている事柄を読む、見る、または聞くと予測される人たちを、全体として把握して、墮落・腐敗させる傾向を持つ場合には、その出版物は猥褻である。」と規定する。したがって猥褻は因果的概念であり、ある出版物が猥褻であると認定されるには、それが人々を道徳的に墮落・腐敗させるような影響を及ぼすことが示されなければならない。ところが法の実際の運用はしばしばこれとは異なっている。ある出版物が人を墮落・腐敗させる傾向を持つと判断することと、それが何が受け入れられる（acceptable）かについての現在の基準に反すると判断することは、明らかに別のことである。ところが、いくつかの事件において、裁判官が陪審員に求めたのは後者の判断であった。前者は全く心理的な因果関係の問題であり、人を墮落・腐敗させる傾向を持つ出版物が急にその傾向を持たなくなるということはあるそうにない。最近、陪審法廷が猥褻であると認定するものの範囲が著しく狭くなってきたことは、実際の判断においては、墮落・腐敗テストは補助的な役割しか果たしていず、現在において何が受け入れられているかという基準（社会通念）が主に使われていることを示している。このことから、このテストは実際には適用できない定式であるという批判が出てくる。陪審員はこの点に関しては専門家の助けを得ることが許されていないので、せいぜい、裁判官が墮落とか腐敗とかいふことばの辞書的な意味を説明するにとどまる。本来なら心理学や社会学の専門家の証言が必要であろうが、それが得られないので、陪審員たちは確信をもって有罪と判断することができない。それで、このテストの適用による猥褻の認定は、陪審法廷においてよりも治安判事裁判所²⁾（Magistrates' Court）において多く行われる、という結果が生じている。

陪審法廷と治安判事裁判所の違いについて附言するならば、上述の理由で、前者において裁判を受ける方が被告にとって有利であるとされている。規制法の2条によれば、被告はどちらの法廷でも選ぶことができる。ところが実際には被告に2条が適用されることは稀であって、猥褻出版物の没収の手続きを規定した3条がより多く適用される。その場合、裁判は治安判事裁判所で行われ、有罪になっても押収された出版物が没収されるだけで、被告自身が刑罰を受ける恐れはない。しかし、猥褻性の認定においては被告にとって有利であるとされる陪審法廷で裁判を受ける道は閉ざされている。また、出版物が押収され、後に猥褻でないとして返されても、被告は特に雑誌などの場合には大きな経済的損失を蒙るので、実質的には刑罰を受け

ることになる。これは法を強制する不正な手段であると批判する人々がいる。これに対して、猥褻とみなされる可能性のある出版物は現在では莫大な量にのぼるので、この押収—没収方式が公益を守るための唯一の有効な方策である、という反論もある。

5 節 公益の抗弁（2.19—2.22）

猥褻出版物規制法の4条は、ある出版物が人を墮落・腐敗させる傾向を持っていても、それが文学的、芸術的または科学的価値を有する故に公益に資すると認められた場合には、出版を許されると規定している。1960年にD・H・ローレンスの『チャタレイ夫人の恋人』の無削除版が英国で初めて出版されたが、これはこの公益の抗弁（public good defence）条項の適用によるものであり、一般に好感をもって迎えられた。³⁾ しかし、この条項には問題が含まれている。「読む者を墮落・腐敗させる傾向を持つ書物を出版することが公益に資する」とは一体何を意味するのか。ある人々は、人を墮落・腐敗させる傾向のある書物はどのような他の価値を持とうとも規制されるべきだ、と主張し、他の人々は、真に芸術的または文化的価値を持つ作品は決して人を墮落・腐敗させない、したがって猥褻ではない、と主張する。

この条項の適用にあたって、裁判所はまず作品の猥褻性を判定し、ついでそれが公益に貢献するか否かを検討する、という二段階をふむべきだと考えられる。ところが実際には、前の点について決定がされないまま、後の点について専門家たちに証言をさせている。だから、ある作品が出版を許されたのは、それが猥褻でないからなのか、それとも、猥褻であるが公益になると認められたからなのか、明らかでない。そして、専門家の証言は公益になるか否かについてだけ認められるが、この証言が猥褻か否かの判断にも影響しがちであることは否定できない。実際には二つの判断を完全に分離することは困難なのである。⁴⁾

公益の抗弁は芸術的、文化的価値を持たない出版物を弁護するためにも用いられてきた。例えば、ポルノグラフィはある種の性的傾向を有する人々にとって、性的緊張をやわらげ、反社会的行動へ向わせないようにする点で有用である、という主張がなされた。このような解釈は貴族院（the House of Lords）によって否定された。ついでこの条項に含まれる“learning”ということばに関して、出版物が性教育の分野で、または性的問題についての情報を提供する点で、価値があることを示すための証言が許されるか否かが問題になった。そして、控訴院（the Court of Appeal）は“learning”は学術的成果を意味するのであって、露骨な性的出版物の教育的効果を主張する証言は認められない、と裁定した。

6 節 現行法の混乱（2.11—2.13, 2.23—2.26）

関税法（the Customs Acts）や郵便法（the Post Office Act）では、取扱う出版物の規制の基準として「みだら又は猥褻」（indecent or obscene）という表現が用いられている。「みだら」は一般に「猥褻」よりも弱い意味に解され、「猥褻」はこの前後関係では「墮落・腐敗させる傾向」でなく、辞書的な意味に解されている。その結果として、外国から輸入される出版物には国内で出版されるものに対するよりも厳しい規制が課せられる、という事態が起る。「みだら又は猥褻」という基準は「墮落・腐敗テスト」よりもずっと適用しやすいという利点を持つが、猥褻出版物規制法との不一致を考慮して、税関や郵政当局も最近ではこの基準の適用を差控えている。

訴訟手続きの面でも現行の規定には種々の問題がある。例えば劇場法（the Theatres Act,

1968）では法務長官（the Attorney General）の同意なしには訴追手続きができないことになっており、これを演劇などに適用することを困難にしている。しかし、最大の問題は猥褻を規制する規定が多く、制定法やコモン・ローに散在し、互いに重なり合っていること、しかも猥褻の基準そのものが多様に異なっていること、にある。一言でいうならば、現行法は混乱の状態にある。

7 節 猥褻出版物の現況（4.1—4.27）

既に述べた1960年の『チャタレイ夫人の恋人』の出版は文字による表現の領域からの法規制の後退の一步を印した。次に1967年に *Last Exit to Brooklyn* 等についての一審での有罪判決が控訴審でくつがえされた。最後に1976年に *Inside Linda Lovelace* の出版者が無罪とされた。このことは大いに論議をよび起し、ロンドン警視庁の代表者は、この作品が猥褻でないならば、今後、猥褻と認められる書物は恐らくないだろう、と述べた。

このようにして、現在では法が有効に関わりうるのはピクトリアル（pictorial）類だけになっている。しかし、この領域でも法規制の後退が目立ってきている。陪審法廷は有罪の判断を下すことに控え目になり、検察当局も起訴にあたって慎重になっている。委員会が発足した時の状況では、法の及ぶ範囲が数年前にくらべて極度に限られてきており、このままでは法は機能しないから、これを強化しなければならない、と多くの人々が指摘していた。現行の法に対する批判には三つの異なる要素がある。第一は既述の墮落・腐敗テストにともなう困難である。第二は公益の抗弁条項にともなう困難である。第三に各被告は最近まで最大限7回、陪審員を忌避できた。被告が二人以上の場合、彼らに同情的な陪審員がそろうまで多くの陪審員を忌避するという可能性があった。陪審法廷がその時代の社会通念を反映すべきであるとしたら、これは望ましいことではない。だが、1977年の改正で忌避は3回までしか許されないことになり、この問題はそれほど重要でなくなった。

1976年から翌年にかけて、ロンドン警視庁の幹部多数がウェスト・エンド（West End）のポルノグラフィ販売業者らから賄賂を受けていた事実が3件も摘発された。このことはいわゆる被害者のない犯罪（victimless crimes）に刑罰を課し、決して消滅することのない市場を抑圧しようとする試みの無意味さを示している、と多くの人々は受けとった。アメリカの禁酒法時代の酒類禁止の不毛の努力との比較がしばしばなされ、法が防ぼうとしている悪よりも法によって生み出される悪の方が大きい、という主張もなされた。しかし、現行の規制が全く有効でないわけではない。1973年にソーホー（Soho）の警察が押収した出版物は100万ポンドの額面価値があり、以後、外国製のハードコア・ポルノグラフィの販売はかなり減少した。警視庁関係者は、法の意味するところが相対的に確かであるならば、警察の精力的な活動と裁判所の課する厳しい刑罰によって、そのような出版物を取扱うという危険を冒すものをなくすることができるであろう、と証言する。

外国製のポルノグラフィの規制によって生じた空白は英国製のピクトリアル雑誌によって充たされてきた。これらの雑誌は互いにその露出度を競ったが、ある程度を越えると法の規制を受けるので、競争にも限度がある。市場は飽和状態になり、露出度において劣るために海外市場も失いつつある。このような状況を反映して、1977年5月に英国成人向出版物協会という性雑誌の出版、配給、小売業者の多数から成る団体が設立された。その目的はガイドラインを作

って取扱う雑誌の内容を法の許す限度内に規制しようとすることにあり、出版物統制機構を設けて個々の雑誌がガイドラインに合うか否かを審査させることにした。これは後述の英国映画検閲機構と同じく、業界から出てきた自主規制の動きと見ることができる。これによってポルノグラフィ化の傾向は一応ストップした。

ポルノグラフィの読者層についてであるが、推定では英国の約400万人の成人が月に1冊またはそれ以上のこの種の雑誌を購読している。読者は圧倒的に男性が多く、年令的には広く分布しているが、35才以下の若い世代が特に多い。あらゆる社会階級に読者層は広がっているが、関心は熟練労働者階級においてもっとも高く、最高及び最低の階級においてもっとも低い。

8節 映画検閲の制度と実態（3.1—3.29, 4.29—4.39）

英国には現在、映画検閲制度があるが、これは十分な法的根拠を持ったものとはいえない。映画法（the Cinematograph Acts, 1909, 1952）は映画館に営業許可を与える権限を地方自治体に委ね、各自治体はそれぞれの基準によって映画を審査し、上映許可の証明書を出すという建前になっている。しかし、実際には自治体がそれぞれ独自に映画の検閲を行っているのではなく、英国映画検閲機構（the British Board of Film Censors, 以下 BBFC と略称）の証明書を得た映画の上映を許可しているのが普通である。^{5）}だが BBFC そのものは、日本の映倫と同じく、法的権限を与えられた機関ではない。自治体は BBFC に証明書を拒否された映画の上映を許すこともできるし、証明書を得ている映画の上映を禁ずることもできるのである。

BBFC は1913年に映画産業の手で創設され、現在は映画検閲に直接の財政的利害関係を持たない映画関係産業の組織の保護下で運営されている。その経費は主として映画配給会社から徴収する手数料で賄われる。BBFC は審査員の審査により映画を四つのカテゴリーに分けて証明書を出す。部分的なカットが条件とされることもあるし、証明書を拒否されるものも時にはある。カテゴリーUは一般鑑賞用、Aは一般向きだが14歳以下の子供が見ない方がよいかも知れないような部分を含んでおり、その判断は両親または後見人に委ねられる。AAは14歳以上、Xは18歳以上の者だけが見ることができる。最近の傾向としては、統計が示しているように、裸や性的行動の描写に関しては、社会の意識の変化にともなって分類やカットの基準が緩和されつつあるが、暴力や女性の性的墮落を搾取するような題材に対しては以前より厳しい態度が示されている。BBFC によれば、証明書の発行は、第一にその映画の内容が刑法に違反しないこと、第二にそれが自治体の大部分によって受け入れられるようなものであること、の二点に留意して行われている。実際にはBBFC は、どのような映画の上映が許されるべきかについてもっと積極的、指導的な役割を果たしている。ただ、それはあくまでも自治体の委任を受けて活動を行っているものであり、自治体の信頼を失うならば、この役割を果たすこともできなくなるであろう。

さて、BBFC が法的権限を持たないことの欠陥は次のような事態において表面化した。1974年以後、BBFC の証明書を与えられた *Last Tango in Paris* などいくつかの映画が、みだらな内容を含むという理由で告発された。これらは結果的にはいずれも無罪となったが、その理由は法の適用が妥当でなかったことにあり、その過程で猥褻出版物規制法は映画には適用されないことが明らかにされた。他方、BBFC の証明書を拒否された *More About the Language of Love* が大ロンドン地域での許可を得て、ロンドンで上映された。これは公訴官により起訴され

た。1975年6月、陪審法廷はこれがコモン・ローのみだらな物を展示するという犯罪にあたりと判断し、⁶⁾ この映画の配給者に罰金が課せられた。これに応じて自治体側には、映画検閲の権限を放棄しようという動きが見られたが、それが実現するならば、これまでに例を見ない無規制、無秩序の状態になることが予想される。大ロンドン議会では、激しい論議の末この提案は否決された。そしてロンドンの映画検閲基準は修正され、独自の立場で上映許可を出す可能性はほとんどなくなった。また、*The Language of Love* がみだらであるとして告発された時には、BBFCの最高責任者二人も証明書を発行することによってその上映を助け、教唆したとかどで起訴された。これらの事実は現行制度がさまざまな問題点を含んでいることを示している。

現行制度のもう一つの欠陥として、一般公衆が入場を許されない上映に関しては、映画館に対する許可条件が適用されず、全くの無規制になっていることがある。つまり名目だけの会員制をとる営利的なシネマ・クラブが多数あって、無検閲の映画を上映している。これらの映画館は映画法に規定されている建物の安全基準さえ満たしていないので、非常に危険である。

3章 委員会の考え方

9節 危害条件 (5.1—5.14)

「法はどのような種類の行為を正当に抑圧しようとすることができるか」という問に対して英国を含む多くの社会で現在広く受け入れられているのは、「どのような行為もそれが誰かに危害を与えることが示されえないならば、法によって抑圧されるべきでない」という答である。これは危害条件 (the harm condition) と呼ばれる。この委員会のために証言した多くの人々も危害条件を基本的原則として承認している。だが、出版物や映画がどのような危害をひき起すかについては証人たちの意見は多種多様であったし、何を危害とみなすかについても同様であった。法的規制の廃止または制限に味方する人々は危害を狭く限定的に定義するし、法的規制の強化を唱える人々はより一般的で特定しにくい危害を認めようとする。委員会は危害条件を受け入れる。しかし、なお多くの基本的問題が残されている。

危害条件は、近年、社会における支配的道德の内容が法にとりいれられるべきか、すなわち社会の多数の成員がある行為を道徳的に悪いと考えていることは、その行為を法律で規制する十分な理由になるか、という問題に関連して激しい論議の対象となった。¹⁾ 危害条件を受け入れるならば、この問に対して否と答えなければならない。多数によって道徳的に否認されているが、誰にも危害を与えないような行為もあるからである。

ある人々は、もし社会が正しい道徳的見解を持っているならば、このような問題は生じない、道徳的判断そのものも危害条件によって規制されるべきだから、と考える。これにしたがえば、ある行為が誰にも危害を与えないならば、それは法によって禁じられるべきでなく、どのような道徳的反応の対象でもあるべきでない。これは自由かつ寛容な見解であるが、道徳についての非常に狭い見方を含んでいる。この見解によれば、誰にも危害をもたらさない行為を行うか否かはすべて単に趣味か選好の問題に帰する。他人の行為や社会現象への我々の反応はもっと複雑な様相を示すであろう。ポルノグラフィが特定できるような危害をほとんどた

らさないと考える人々の間においてさえ、この問題の重要性についての判断はさまざまに異なっている。

さて、危害条件を道徳と法の両方に適用しようとする見解に対立するのが、近年デヴリン（P. Devlin）によって展開された考え方である。^{21）}これは、重大な道徳的関心事となるものは危害条件よりも広く分布しうる、と考える点で報告の見解と一致するが、立法が危害条件に縛られるべきでなく、法は道徳を表現し是認することができるのと論ずる点で異なっている。

危害条件を弁護する最短の論拠は個人の自由の尊重にある。国家の自由への介入には正当化が要求される。国家の本来の役割は市民の利益の保護であり、国家が正当に規制できるのは、市民の利益を害する行為だけである。しかし、一群のルールによって諸個人の私利の調和をはかり、これを全体的に増進させることは社会の役割である。社会は共有の財産として歴史、文化、諸価値を持つ。デヴリンはこのことから次のように推論する。社会は道徳的合意に依存しているので、この合意を脅かすものは社会を脅かす。社会を保護するのは法の役割であるから、道徳的合意を保護するために法を用いることは正当である。

デヴリンの見解では、それ自体としては必ずしも危害をもたらさないが、市民の大多数によって道徳的に否認されるような種類の行為がある。このような行為が法によって規制されないならば、社会の道徳的解体という危害が生ずる。ただし、この危害はその種の行為のみから生ずるのでなく、その行為が市民により道徳的に否認されている場合にのみ生ずる。立法が危害条件によって制限されるべきだと考える人々はこのような意味での危害を承認しないであろう。彼らは行為そのものから生ずる危害だけを問題にしているのである。デヴリンの考えは、人々の無害な行為を行う権利を多数の偏見の犠牲にすることを意味する。彼は社会が必要とする道徳的合意の同一性と程度を誇張している。確かに社会はある程度の道徳的合意を必要とするが、道徳的意見は社会の解体なしに変わりうるし、実際に変る。社会が新しい合意へと移行することも起りうるし、ある領域においてはかなりの程度の多様性と多元主義が容認される場合もある。

現代の商業ポルノグラフィをどう評価するかについては色々の立場がある。しかしとにかく現在ソーホーで見られる光景には大多数の人々が問題があると感じるであろう。だが、これが現代社会の病弊を表現しているとしても、これらの出版物を規制する法が正当化されるか、また有効であるか、という問はなお残る。社会に根づいている悪弊の表現であるものが、ただちに危害の特定できる原因であるとはいえないからである。

10節 ミルと表現の自由（5.15—5.21）

危害原則を特に雄弁かつ強力に擁護したのは『自由論』におけるミル（J. S. Mill）である。彼はこの原則を法だけでなく社会道徳（世論）にも適用した。彼は、書物を出版したり、話しまたは書くことによって自己を表現したりする自由については、これを擁護して強制をしりぞける特別の理由があると考えた。彼にとって、表現の自由は単なる自由の一例ではなく、自由の基本的形式を意味する。人間は人間本性について不可謬の知識を持ちえないし、どのような社会制度や生活様式が人間を幸福にするかを前もって知ることもしない。それらについての真理は観念の自由市場において自然淘汰の形で顕われうるのみである。すべての観念に自由な表現が許されるならば、よい観念は増殖し悪い観念は消えて行く、とミルは楽観的に信ずるの

である。

ミルの真なるものは生き残るという考え方が適用されるのは、真または偽でありうるような観念を含む出版物に対してであろう。それがポルノ写真集のようなものに適用されるとは考え難い。これがミルのいう「進歩する存在としての人間の恒久的利害」に寄与しうるであろうか。米国の最高裁判所は合衆国憲法修正1条の議会は言論の自由を制限する立法をしてはならないという規定は、ハードコア・ポルノグラフィを保護しない、これは伝達すべき内容を持たないから憲法でいう言論にはあたらない、という解釈をとり続けている。³⁾ この解釈の妥当性は自明でないが、とにかくミルの考えをポルノ写真集の擁護に用いることには疑問の余地がある。

観念の領域でも、ミルのいう自由市場がよいとは必ずしも断定できない。グレンシアムの「悪貨は良貨を駆逐する」という法則は文化の領域にもある程度まで適用される。真理が顕われるには放任しておくだけでは十分でなく、介入が必要である。だがそれは否定的な介入ではなく、芸術に国からの補助金を出すというような形の介入であるべきだろう。

ミルの市場モデルが表現の自由の基礎づけとして不十分であるとしても、そのことから市場を独占でおきかえ検閲制度を採用すべきことが結論されるわけではない。どのような社会的、道徳的、知的発展が人間とその未来にとって可能であり、必然的であり、また望ましいか、を我々は予知することができない。だから、知的または芸術的表現を自由に行うことは人間の発展にとって不可欠の手段であるばかりでなく、その一部である。この点においてミルは正しい。

11節 危害条件とパターナリズム (5.26—5.29)

表現の自由の主張は説得力を持つが、その表現が危害をもたらすならば、自由は否定されるであろう。その際に第一に問題になるのは、誰に対する危害かということである。ミルと他の多くの論者は、少くとも成人に関しては、行為者自身に対する危害を除外して考える。ミルの危害原則の適用は「他人に対する危害」だけに限定されている。このような考えにしたがえば、各人は自分にとって何が危害であるかについての最善の判定者であるとみなされ、これに干渉する権限は誰にもないことになる。ところが、報告のいう危害条件は自分自身に対する危害を除外していない。だから、ポルノグラフィがその読者に危害を与えると認定されるならば、読者保護のために規制を加えるべきだという結論を導き出すことも可能である。

多くの人々は、例えば麻薬などについてはパターナリズム (paternalism) の原則を認め、その消費者本人の保護のために法的規制を加えることが正当化されると考える。そしてこれを有害な出版物にも適用しようという論者もいる。しかし、これに対してはリベラルな立場からの強い反対論がある。その理由は、一つには、それらの出版物がもたらす影響がはっきり把握できないことにある。また、麻薬の場合と違って、道徳的・精神的危害に関しては、誰がそれを判定するかについて意見がわかれる可能性がある。そして、ある集団、特に保守的集団の道徳観が本人のためという美名の下に押しつけられるという事態が起りがちである。麻薬の常習は悪い身体的、精神的状態を作り出す。この状態は麻薬以外のものによって作り出されたとしても悪いといえる。だが、ポルノグラフィを読むことの結果が、ポルノグラフィを読みたがるような嘆かわしい精神状態を再生産することに過ぎないならば、危害が引き起されたと認定することは困難であろう。

実際、性と暴力を描写した出版物や映画のもたらす害を強調する議論の多くは、それらの消

費者本人への危害だけを問題にしているのではなく、彼らがそれらに触発されて他人に加える危害をとりあげる。例えば、出版物や映画の内容に刺激されて性犯罪や不道徳な行動が誘発される、女性を性的征服の対象とみなし、女性もそれを望んでいるかのように思わせることによって、女性の地位を低下させる、ポルノ産業に従事している人々に対して搾取が行われる、などの主張がある。もっと一般的なレベルでは、ある種の出版物は、人間の経験についての歪められた見解を伝えることによって、パーソナリティの十分な発展を妨げ、想像力を墮落させる、と説かれる。これらの主張は十分な論拠を持つであろうか。

12節 ポルノグラフィのもたらす危害（5.31—5.35, 6.1—6.65）

ポルノグラフィとそれが引き起すとされる種々の危害との因果関係を考察するにあたって、委員会は二つの一般的原則を立てる。第一は、危害をひき起すことが合理的な疑いをさしはさめない程度に明確であることである。いいかえれば、ポルノグラフィによって犯罪が誘発される「明白かつ現在の危険」（a clear and present danger）がある場合にのみ、これの出版を規制することが正当化される。第二に、もしある種の出版物が法的に禁止されるべきだとしたら、危害はその種の出版物だけに起因するものでなければならない。どのような出版物も、聖書さえも、危害をひき起す可能性を持っているからである。

さて、ポルノグラフィや暴力の描写に起因するとされる危害のうち、明らかに法に反するものについてまず検討する。具体的にいえば、性雑誌が読者を興奮させて強姦などの犯罪をひき起させるような場合である。委員会に寄せられた各方面からの証言を支えているのは次の三種類の情報である。第一は“anecdotal”と呼ばれるようなタイプの情報で、個々の事例において犯罪とポルノグラフィの間に結びつきが観察され、両者の因果関係を想定するのが適当と考えられる場合である。第二は、特定の種類の表現に対する人間の反応を一連の実験や観察により研究することから得られるデータである。これは勿論、実際に犯罪になるような行為を扱うわけには行かない。第三は、ポルノグラフィの入手可能性の変化に応じて、犯罪発生の傾向がどう変わるかの統計的分析であり、これがもっとも論議的になった。

第一について。新聞などの報道では、性犯罪の発生がポルノグラフィの影響によるときめつけることによって犯人の責任を軽くしようとする傾向がある。犯人や弁護士もこれを免責事由（excuse）として用いようとする。しかし裁判官がポルノグラフィの影響に言及することは少ない。証人たちがとりあげた具体的な事例においても、ポルノグラフィを見ることが性犯罪を犯すことの原因になったとみなすよりも、後者が前者と同じく、犯人が以前から有する一定の性癖の反映であると想定する方が筋がとおるように思われる。精神病学者や心理学者はポルノグラフィが重大な害をもたらすとは考えておらず、むしろ有益な場合があると指摘している。つまり、ある種の性的な描写を読むことが暴力行為を減少させる、または、ポルノグラフィがはけ口をつくることによって性犯罪を防ぐ、という証言がある。このことはポルノグラフィには全く害がないことを意味するのではないが、これと犯罪の結びつきは極めて少数の逸脱者にしか見られない。そして彼らは、場合によっては、聖書やジャンヌ・ダークの絵からさえ強い刺激を受けるのである。専門家たちの証言は暴力的テーマを扱った出版物、映画についてはより多くの留保をする。暴力的内容を持ったポルノグラフィの与える影響がもっとも心配だという学者もいる。実際、「時計じかけのオレンジ」、「エクソシスト」などの映画の公開がいくつ

かの暴力事件の起る契機になったと伝えられたが、個々の事例を検討するならば、両者の結びつきはそれほど直接的でも明らかなでもない場合が多い。

第二について。個人が性や暴力の描写から受ける影響について、多くの実験的研究が主として米国で行われてきたが、これの結果からは明確なイメージは浮んでこない。この種の研究にともなう一般的難点は、人為的な条件下における相関関係の実験は複雑な行動を研究するための信頼できる方法とは考えられないことにある。また、不法な、反社会的行動は实际的、倫理的理由からそのままの形で実験的に再現されえない。ところが、このような問題に関しては空想と現実の区別は根本的に重要である。だから、人為的、空想的シーンによってある主体に引き起された反応と現実における彼の行動とにどれだけ関連が認められるかが問題である。結局この分野での研究からは決定的結論はまだほとんど得られていない。

第三について。ポルノグラフィの社会的影響についての米国の委員会の結論⁴⁾は、1960年代末期にこれを自由化したデンマークにおける犯罪発生の傾向を検討することにより導き出された。それによれば、デンマークではポルノグラフィの合法化が性犯罪の発生を減少させた。しかし、これとは全く逆の結論に到達した学者もいる。

この種の問題について論ずる時、ポルノグラフィと性犯罪の関係がどの程度、統計的に測定可能かが疑問とされる。性犯罪の件数については以前からの統計が警察にあるが、それは実際に起った犯罪の件数を示してはいない。強姦などの犯罪においては、警察に届けられていないものが多い。届けるか届けないかを決定する要因は年月とともに変化しうる。国によっては法制度、犯罪の名称、構成要件が異なり、統計の信頼度も異なるので、国際的な比較にも困難がある。ポルノグラフィの入手しやすさの程度はもっと把握しがたい。これの供給される数量についてはほとんど信頼できる情報がない。また、ポルノグラフィの質的相違に応じてその影響は異なるとされ、極端なものほどより悪い影響を及ぼすと一般に信じられているが、このことには何の確証もない。

二つの変数が正確に知られ、両者の間に相関関係が認められたとしても、その一方が他方の原因であることが証明されたわけではない。犯罪の原因は複合的であって、ある要因だけを切り離して考察することは困難である。委員会はイングランドとウェールズにおける犯罪統計を学者たちの見解を参考にしながら検討したが、ポルノグラフィが性犯罪を犯す誘因になっている、という主張を統計的に基礎づけることはできなかった。

デンマークにおいては、1967年に言語的表現について、1969年には写真、絵画についての自由化がなされ、その変化は急激だったので、そこでどのような統計的データが得られるかは国際的関心の的となった。米国の委員会はコペンハーゲン大学のクチンスキー博士 (Dr. B. Kutchinsky) に調査を委託した。ポルノグラフィの解放が性犯罪を減少させたという彼の主張とこれを批判して反対のテーゼを掲げるコート博士 (Dr. J. Court) の主張とを比較検討した結果、当委員会では前者がより包括的かつ詳細で行き届いていると判断した。⁵⁾

さて、他の望ましくない性的行動に及ぼすポルノグラフィの影響についてはどうだろうか。研究が示しているのは、人間の性的行動の型はポルノグラフィに接する以前にできあがっているという事実である。性的逸脱行為についても同様で、サド・マゾヒズムのような倒錯的性行動を描写した出版物に惹かれるのは、すでにそういう傾向を持っている人々だけであり、他の

人々は不快や反発を感じるだけである。だから、その意味でも子供の保護は特に重要である。

ポルノグラフィは大部分が男性の消費のために供給されており、女性を単に男の性的満足の対象として使用している。だから、多くの社会運動団体が女性を冒瀆するものとしてポルノグラフィを攻撃する。しかし、婦人解放運動団体によれば、ポルノグラフィにおける女性の扱いは女性が社会において置かれている従属的な位置を反映しているに過ぎない。だから、それらの団体はポルノグラフィの規制強化にそれほど熱心でない。また、ポルノグラフィの抑圧よりも表現の自由の方がもっと重要だという主張も有力である。

13節 ポルノグラフィのもたらす不快（7.1—7.23）

ポルノグラフィは性または暴力の空想的イメージを、ことば、絵、写真、劇場での演技において、公然と表現する。ある場合には、禁じられた行為、例えば暴力についてのイメージがとりあげられる。他の場合には、私的に行われる限り問題はないが、公然と行われるならば異議が唱えられるような行為のイメージが表現される。後者の場合、どこで公然と非公然を区別するかについては意見が分れるにしても、とにかく両者を区別すべきであると多くの人々は考えている。未来において性に関するすべての行為が公然と行われるであろうという見解、またはそうなるべきであるという見解には賛成できない。

ポルノグラフィは私的な種類の性的行為を例えば写真という形式で一般に対して提供するという性格を持つ。そして、それが公然と非公然の境界線を越えているということは、それが個人の私的な消費に供されるだけでなく、公然と展示される時に一そう問題になる。それを見ることを予期も希望もしていない人々の目にとびこんでくるような場合、それは直接に不快を与える。この点で視覚的（visual）な表現と言語的な表現には差がある。前者はそれを視野に入れる人々すべてにその内容を示す。特に写真の場合には、本物の人間と現実の出来事が展示される。言語的表現は個々の現実的な事物からもっと離れており、その内容を知るには読むという行為が必要である。したがってそれは視覚的な表現ほど不快を与えない。

ポルノグラフィは本質的に有害で破壊的であるという知覚は社会の下す判断としては正しくないであろう。しかし、多くの個人がこれに対して強い不快感を持つという反応そのものはむしろ妥当であると考えられる。サド・マゾヒズム的な空想を含むポルノグラフィの場合は反応は特に強烈なものになる。公然と展示されたポルノグラフィに対する多くの人々の反応は単に主観的な趣味の問題ではなく、心理的および倫理的意味における深い不快感を表現している。

そこでまず、公然たる性的行動は穏当な種類のものを除いて禁じられるべきである。これは危害条件に矛盾しないと考えられる。社会の構成員がある種の行為を見て強い不快を感じるとしたら、それを公然と行うことは人々の利害関心に害を与えるからである。又、同性愛犯罪および売春に関する委員会（ウォルフenden委員会）は市民に迷惑を及ぼすという理由で売春婦が街頭で客引きをするのを規制するよう勧告したが、同じ趣旨で、ポルノグラフィの店頭展示は規制されるべきである。⁶⁾ この程度の規制では不十分であり、ポルノ・ショップがあること、そのような本を買って見ている人がいると想像することだけで不快を感じる、と訴える人々もいる。しかし、このような不快を危害と認めるならば、個人の自由を大きく制限してしまうことになるであろう。

人々の心を動転させるという理由で出版物を規制することは、表現の自由に関する危険な前例になりうる。委員会はポルノグラフィの制限には他の場合とは異なる二つの重要な特性があり、これによって制限を正当化できると考える。第一に、制限は意見を自由に述べるのを抑えるという目的でなされるのではない。多くの場合、ポルノグラフィは何も意見を述べていない。意見を含む場合でも、それが制限されるのは、その内容のためではなく、それを表現する形式が不快を与えるからである。第二に、ポルノグラフィがそれを自発的に読もうとする人々だけに手に入るように制限することは、出版の意図の否定にはならない。更に、我々が意見を述べる際の主要な媒体は話しことばを除くならば書きことばである。そして、書きことばにおいては、映画と同様に、猥褻な表現の中にまじめな芸術的意図が含まれている可能性がある。したがって、ことばだけから成る出版物に対しては禁止や制限を一切すべきでない。

14節 ポルノグラフィ・猥褻・芸術 (8.1—8.24)

「ポルノグラフィ」ということばは文章、絵画、写真、映画など一般に表現 (representation) と呼ばれるものについていわれる。ポルノグラフィ的表現は二つの特性を持つ。第一にそれは見る者を性的に刺激するという機能または意図を持ち、第二に、性的な素材 (器官、姿態、行動など) のあからさまな描写という内容を含んでいる。一つの作品がポルノグラフィであるためには、この機能と内容の両方が必要である。

さて、我々は小説や映画のように時間的に広がりのあるジャンルと絵画や写真のようにそうでないものを区別することができる。前者の場合、一つの作品がポルノグラフィ的な部分とそうでない部分から成立していることがある。すると、その作品が全体としてポルノグラフィ的かどうかが問題になるが、これに答えることは困難である。ポルノグラフィ的内容を最大にするために、その大部分が性的行為のあからさまな描写で占められている小説や映画もある。これはポルノグラフィの理念型とでもいうべきもので、性的行為に関連して以外には、構成、登場人物、動機づけを持たない。

「猥褻」(obscene) ということばは今では使い減らされてしまってあまり用をなさないが、元来は offensive の強度の極端なものを意味する。「エロティック」(erotic) はポルノグラフィックよりもやや弱い意味で用いられる。内容についてはより暗示的であからさまでなく、意図するところは強い性的興奮ではなく、軽い程度の性的関心である。「エロティック」のもう一つの意味は、性的興奮をひき起すものでなく、むしろその表現である。この意味でのエロティックな作品はポルノグラフィ的な要素を持たない場合がある。ポルノグラフィは猥褻になる傾向があるが、必然的にそうなるとはいえない。逆に、猥褻なものであってポルノグラフィ的でないものもある。ある種のポルノグラフィはエロティックであるが、そうなることは容易ではない。ポルノグラフィのあからさまな内容と興奮させるという意図がエロティシズムの表現的効果に反する働きをするからである。エロティックなものと猥褻なものとの結びつきはもっともありそうにない。前者は性的な次元での快や喜びによって関心をひくことを意図しているが、後者は嫌悪や反撥を招くものであるからである。

エロティックな芸術作品がありうることは恐らく認められるであろう。ではポルノグラフィックな芸術作品はありうるだろうか。現にあるポルノグラフィックな出版物や映画のほとんどが芸術的観点から見れば全く無価値であることは争えない事実である。このことは偶然の結果

であろうか、それともボルノグラフィの本質に根ざしているのだろうか。マーカス (S. Marcus) によれば、文学は多くの意図を持つが、ボルノグラフィは一つの意図、つまり露骨で直接的な内容を通して性的興奮を実現するという意図しか持たない。この見解は文学だけでなく視覚芸術にも適用できよう。要するに、ボルノグラフィは元来、純粹に手段的なものであり、特定の効果をあげるための生硬な仕組みに過ぎず、芸術作品の持つ複合的な関心や意図とは無縁であるということになる。

しかし、ボルノグラフィの持つ唯一つの意図を他の目的と結びつけることがなぜ不可能かは明らかでない。歌麿らの18世紀の日本の浮世絵師のボルノグラフィックな作品は明らかに芸術的価値を持っている。しかも、それらの作品の持つ性的意図は、それらの芸術としての価値と内面的に結びついている。西洋の偉大な芸術家の多くも、金もうけまたは気ばらしのために、ボルノグラフィックな作品を作ったし、そのあるものは価値を持っている。しかし、日本の場合には、多数の芸術家たちがこのジャンルに才能を捧げる伝統があったという点で特異である。

時間的広がりを持つ芸術の領域においては、ボルノグラフィックな作品は価値を持ちえないという見解がある。それには構成、筋の発展が欠けており、生きた人間の描写もないからである。しかし、まじめな批評家によって芸術的価値を持つと認められたボルノグラフィもあり、ボルノグラフィ的要素を含む作品はすべて無価値であると断定することはできない。

次の問題は芸術作品と不快をもよおさせるもの (offensiveness) との結びつきである。ある種の作品はその芸術的価値の故に不快をもよおさせないという場合がある。まず不快なものと感じられ、次に美的関心の対象として経験されるような作品もある。又、両者が同時に経験されるという場合もありうる。そこでは、人を反撓させるような要素が、芸術家が表現していることの不可欠の部分になっている。その例としてバタイユ (G. Bataille) の作品があげられる。映画ではパゾリーニ (Pasolini) の最後の作品「サロ」(Salo) が問題になる。委員はみんなそれが猥褻であることを認めた。その価値については意見は完全に分れた。それが性的興奮をひき起すことを意図していないことは明らかであり、その意味ではそれはボルノグラフィではない。ある人々にとっては、この作品は深い猥褻性と芸術的要素とを結びつけた傑作である。結論的というならば、ボルノグラフィや猥褻な作品が芸術的価値を持ちえないという理由はない。ただ、それらの作品の本質とそれらが製作される一般的条件から考えて、そういう場合は稀であるだろう。

1959年制定の猥褻出版物規制法の公益の抗弁条項については、すでに指摘した問題点（5節参照）以外に次のような難点がある。この条項を適用される出版物は猥褻ではあるが価値を持つと認められなければならない。しかし、この規定が芸術活動を保護しようとするならば、作家が新しい実験を試み、失敗して悪い作品を生み出す権利も認めなければならない。悪い作品であるという評価そのものが普遍妥当的なものではない。専門家の意見の一致はかなり後になってようやく得られるものであって、出版の時にはその評価は定まらないのが普通である。だから、この点から考えても、公益の抗弁条項の妥当な適用は困難であるといわざるを得ない。

(未完)

註

1 章

- 1) この論争の内容は、拙稿「法と道徳についてのノート」Ⅰ—Ⅵ。（京都教育大学紀要A 48—53, 1976年3月—1978年9月）においてかなり詳しく紹介した。
- 2) 放送の規制については1977年2月に別の委員会が報告を提出したばかりであったので、この委員会の検討の対象から除外された。
- 3) その他の委員には法律家、精神病学者、宗教家、教育者、社会運動家、タイムズの映画批評担当者などが含まれ、女性も3人いる。
- 4) この節では報告の1章2節から17節までの内容を紹介していることを示す。以下同じ。

2 章

- 1) この歴史的経過はこの報告の Appendix 1 及び大谷実『刑法改正とイギリス刑事法』（成文堂、1975）pp. 136—142に詳しい。
- 2) 専門の法律家でない無給の治安判事（justice of the peace）または法律家の有給治安判事（stipendiary magistrate）が即決的に判決を下す簡易裁判所。詳しくは田中英夫『英米の司法』（東大出版会、1973年）pp. 55—56。
- 3) こうして出版されることになった無削除版（Penguin Books, 1960）は無罪の評決をした12人の陪審員に献呈されている。
- 4) この点は、大谷実、前掲書、pp. 151—152に既に指摘されている。
- 5) このような権限を持つ local licensing authority はイングランドとウェールズに約330あるが、自らこの権限を行使しているのはその内約72である。そしてこの少数の自治体も大部分の場合には BBFC の審査に依存している。
- 6) コモン・ローのこの規定が適用されたのはちょうど100年ぶりのことであるといわれる。

3 章

- 1) これが1節で述べた1957年のウォルフenden報告にはじまる論争である。上の問に肯定的に答え、道徳そのものを法によって強制できると主張するのが、リーガル・モラリズム（legal moralism）の立場である。もっとリベラルな立場をとる人々は、行為の法による規制を正当化するには、それが危害をもたらすことが示されなければならない、と考える。特にミルは『自由論』において、「他人に対する危害」を防ぐという目的だけが法的規制を正当化するという。（私的危険原則，the private harm principle）だが、現代においてミルを継承する人々の多くは、行為者本人に危害が及ぶことを防ぐための規制が正当化される場合があることを認める。（パターナリズム，paternalism）この報告のいう危害条件は危害を他人に対するものに限定していないので、パターナリズムを含んでいる。また、行為が国家、社会にもたらす影響をどのように評価するか、つまり公的危険原則（the public harm principle）をどのような形で認めるか、についても種々の意見の対立がある。
- 2) デヴリンの主張はリーガル・モラリズムと公的危険原則の結びついたものであるといえる。彼は社会の存続のために構成員の道徳的合意が必要であることを特に強調したので、多くの批判を受けた。彼の見解は、*The Enforcement of Morals* (Oxford University Press, 1965) に述べられている。
- 3) 実際には米国の最高裁でもこのような解釈を保持しえなくなっている。芝原邦爾「わいせつ出版物等の規制に関する判例の変遷」（宮沢、中山編『性と法律』成文堂、1972年、所収）pp. 137—140参照。
- 4) これは1968年にジョンソン大統領により設けられた「猥褻とポルノグラフィに関する委員会」が1970年にニクソン大統領に提出した報告である。委員会は猥褻出版物の大幅な自由化を勧告し、ニクソン大統領は

怒って勧告を拒否すると言明した。田宮裕「わいせつに関するアメリカ大統領委員会の報告書」（宮沢，中山編前掲書所収），木下栄造「猥褻とポルノグラフィー委員会報告の意味するもの」（『海外文学』4号，1972年，所収）にこの報告の詳しい紹介がある。

- 5) これに対して，コートは委員会は自分の研究の95%を無視して誤った判断を下したと反論している。（*The Times*, 1980年2月5日付）
- 6) これは不快原則（the offense principle）を採りいれることを意味する。不快は危害の軽い程度のもとも考えられる。委員会は，不快は強い規制（禁止）を正当化するに十分でないと判断し，弱い規制としてこの制限を提案するのである。

Summary

The outline of this article will be given together with its last instalment.